

県立広島病院クラウドファンディング支援業務仕様書

1 委託業務名

県立広島病院クラウドファンディング支援業務（以下「本件業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 本件業務の目的

県立広島病院のDMA Tカーの調達（更新）のために実施するクラウドファンディング（以下「本件プロジェクト」という。）において、専門事業者から、WEB上での寄付受付、広報戦略の立案、広報ツールの作成等の支援を受け、目標額を達成することを目的とする。

併せて、本件プロジェクトにおける広報により、県の基幹災害拠点病院や3次救急医療機能を担う県立広島病院が、県の医療提供体制の中で果たしている役割について、県民に理解してもらう。

4 本件プロジェクトの概要

(1) 目的

県立広島病院（※1）DMA Tカー（※2）の調達（更新）

※1 県立広島病院の概要 別紙1のとおり

※2 DMA Tカー…DMA T（Disaster Medical Assistance Teamの略。医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、災害派遣医療チーム）の活動に必要な様々な設備を備え、その活動を行う人員や必要な資機材を運搬するための車両。被災地内の要支援者を搬送する活動も行う。県立広島病院では、平時の患者の転院搬送にも利用する予定。

(2) 目標額

DMA Tカーの更新（調達）に必要とする金額21,000千円（以下「必要額」という。）に、別途締結する契約書で定める手数料率（以下「本件手数料率」という。）を目標額に乗じて算定する手数料を加えた金額とする。

なお、その他に提案者が想定する委託者が負担すべき必要経費がある場合、その内容と金額を提案書に記載すること。

(3) 実施期間

令和7年10～12月頃とする。ただし、詳細な日程は受託者と協議の上で決定する。

(4) 実施方式

目標額を達成しなかった場合には寄付金を寄付者に返還する「All or Nothing 方式」とする。

(5) プロジェクトタイプ

寄付金控除型とする。

(6) 返礼品

予算措置が必要な返礼品は設けないものとする。受託者と協議の上で決定する。

5 本件業務の内容等

(1) 受託者自らのプラットフォームにおける本件プロジェクトの募集ページの構築、公表及び運用（随時の更新）の支援

- (2) 県立広島病院が展開する広報戦略の立案、効果的な広報ツール等に関するアドバイス、県立広島病院職員（医師を含む）の支援要請活動に対する助言等、プロジェクトの立ち上げから目標額達成までの伴走型のサポート（本件プロジェクトにおいては、「PMBOK®ガイド（プロジェクトマネジメント知識体系ガイド）」の考え方を参照しつつ、立上げ、計画、実行、監視・コントロール及び終結の各段階において支援することを指す。）
- (3) 寄付金の受付、収納代行、委託者への引き渡し、目標額未達時の寄付者への返還
寄付金受付、収納及び決済の方法や流れ等を提案書に記載すること。
- (4) 寄付者情報の提供
本件プロジェクトにおいて収集した寄付者の情報は全て委託者に提供することとし、返礼の内容や寄付者の状況（発送を要する返礼の有無、目標額未達時の返還の可否等）に応じて収集する情報を提案書に記載すること。
- (5) その他、目標額達成のために必要と認められること。

6 委託金額

- (1) 計算方法
寄付金額に本件手数料率を乗じて得た手数料を委託金額とする。
ただし、寄付金額が目標額に達しない場合、手数料は支払わない。
なお、本件手数料率は、受託者が提案した手数料率を基本とする。
- (2) 支払方法
受託者は本件プロジェクトで集めた寄付金を委託者が指定する口座に払い込む際、寄付金額から(1)で計算した手数料を控除して払い込むこととする。
- (3) (2)の払い込みに要する手数料は受託者の負担とする。

7 委託業務の成果

- (1) 成果品の提出
受託者は、プロジェクトファイル（プロジェクト憲章、プロジェクト目標、メンバー名簿、プロジェクトの基本ルール、作業分解図、役割分担表などで構成される文書）及び実施した業務内容をまとめた報告書（様式任意）を成果品として提出すること。
- (2) 成果品の帰属
成果品の管理及び権利の帰属は、全て委託者のものとする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、契約期間中、本件業務の経過及び内容全般を把握する担当者を置き、本件業務の実施状況を定期的に報告する等、委託者と連絡調整を十分に行うこと。
- (2) 本件業務の実施に関して、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。委託者は、本件業務の実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、本件業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本件業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 本件業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 本件業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め委託者と協議の上、その指示又は承認を受けること。